

## 公益財団法人広島県男女共同参画財団の共催・後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「財団」という。）の共催又は後援に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催：事業の企画又は運営に参加し、共同責任者としてその責任の一部を担うことをいう。

(2) 後援：事業の趣旨・目的に賛同し、名義の使用を承認することをいう。

(名義)

第3条 財団が事業の共催又は後援を行う場合の名義は、「公益財団法人広島県男女共同参画財団」とする。

(承認基準)

第4条 財団は、共催又は後援の承認を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）から申請があったときは、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、当該事業の共催又は後援を行うことができる。

(1) 主催団体について、次のいずれかに該当すること。

ア 国、地方公共団体及びこれらに準ずるもの

イ 新聞社、テレビ局等の報道機関

ウ 学校又は教職員を主な構成員とする教育関係団体

エ 公益法人やその他公益的性格を有する団体（特定の宗教や政党に関係のない団体であること）

オ 上記以外の団体で、組織が明確かつ事業遂行能力が十分あり、法令や公序良俗等に違反せず、運営が適切と認められるもの

※① イからオの場合、広島県内に事務所を置いていること。ただし、全国大会、中国大会等が開催される場合にはこの限りでない。

※② オの場合、営利を目的とする団体でないこと。

(2) 事業について、次のいずれにも該当すること。

ア 男女共同参画社会の実現に寄与するものであること。

イ 対象者が主催団体の構成員や特定の市町の者に限定される等の制約がないこと。

ウ 事業規模・効果が広域に渡るものであること。

エ 共催者、後援者又は協賛者に宗教団体及び政治団体が参加していないこと。

オ 特定の宗教や政治色のないものであること。

カ 特定の団体の利益を目的とする事業でないこと。（有料の場合は、必要経費を除き不当に利益を得るものでないこと。物販を伴うものは、次の例などに合致し、事業により利益を得るものでないこと。）

例：○当該収入がその催事の財源にのみ充てられるもの

○催事に関係するもの（パンフレット等）の販売

○参加者の便宜供与のためにする飲食等の販売

○展示見本市など販売促進を目的に開催される催事にあつては、特定の企業・商品に限定されない販売

キ 衛生、災害・事故防止等について十分配慮されていること

ク 資金計画が適切であり、事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるものでないこと

ケ 主として参加者の親睦を図ることを目的とした、公益性のない事業が含まれていないこと

(特例)

#### 第5条

前条の承認基準の内、(1)※①, ※②, (2)エを充たさない事業であっても、その内容が、男女共同参画社会の実現に寄与するものであると認められるときは、共催又は後援を承諾することができるものとする。

(申請)

第6条 申請者は、共催・後援名義使用承認申請書(別記様式第1号)を、事業の実施1か月前(ポスターその他印刷物等に共催又は後援をする団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前)までに財団に提出しなければならない。

(承認決定)

第7条 財団は、前条の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、共催・後援名義使用承認通知書(別記様式第2号)又は共催・後援名義使用不承認通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 財団は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(承認の期間)

第8条 共催及び後援の承認期間は、承認通知書を交付した日から、当該事業の終了する日までとする。

(事業内容の変更等)

第9条 共催又は後援を承認された団体(以下「名義使用者」という。)は、承認に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、共催・後援事業変更届出書(別記様式第4号)により、速やかにその旨を財団に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第10条 第7条第1項の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消す。

(1) 第4条に規定する要件を充たさなくなったと認められるとき。

(2) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたものであると認められるとき。

2 財団は、前項の承認の取消しによって名義使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(報告)

第11条 名義使用者は、事業終了後1か月以内に共催・後援名義使用事業実施報告書(別記様式第5号)により事業の完了を報告しなければならない。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 公益財団法人広島県男女共同参画財団の後援名義の使用承諾に関する基準については、廃止する。

3 この要領の施行の際、申請中のものに係る共催又は後援義の使用承認の基準については、なお従前の例による。

4 この要領の施行の際、現に共催又は後援名義の使用承認を受けている者は、施行日において、第7条第1項の承認を受けたものとみなす。

附則

この要領は、令和4年2月16日から施行する。